

令和2年第1回選挙管理委員会臨時会会議録

開催日時	午前10時00分から 令和2年6月16日(火) 午前10時30分まで		
出席者	委員	梅田委員長、與川職務代理、小井委員、本橋委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長、野村主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから第1回臨時会を開会いたします。		
	議案第13号 ポスター掲示場設置場所の告示について		
局長	(別紙のとおり、ポスター掲示場設置場所の告示について説明し、決定を受けた。)		
局長	衆議院(小選挙区選出)・参議院(選挙区選出)・都知事の選挙については、義務制によりポスター掲示場を設置し、その場所を告示することになっています。		
小井委員	区役所前にも設置されるものですか。		
局長	区役所近くでは、青梅街道沿いと中杉通り沿いに設置しています。		
小井委員	この告示は、どのような形で行うのですか。		
局長	区役所前の告示用の掲示板に、告示文を綴じた形で掲出して行います。		
	報告事項1-1 不在者投票を行うことができる施設の指定について		
局長	(別紙のとおり、不在者投票を行うことができる施設の指定について説明し、報告した。)		
本橋委員	今回の指定された施設については、新設のものですか。		
局長	当該施設から希望があったため、東京都選挙管理委員会あてにその旨を報告し、都の指定がされて通知がありました。		
本橋委員	施設については、1回指定されれば、そのまま継続していくのですか。		
局長	施設の指定については、継続していく形になります。		
與川委員	指定施設については、施設側からの申出がないと行われないのでしょ		
	うか。		
局長	指定施設としての対応ができない場合がありますので、申出があつて		

	からの対応となります。また、要件を満たさない小規模な施設もあります。
委員長	施設側からの要望があつて、初めて指定がされるのですか。
局長	施設側からの要望があつて、事務局の担当者が指定の要件を充たしていることを調査した上で東京都選挙管理委員会に報告します。
與川委員	施設側がこの制度を知らなくて、要望が出ないことがありますか。
局長	一定の制度の周知は行っています。各施設において対応が取れるかどうかには依ります。以前には、介護保険の関連でも指定施設の周知を行いました。
與川委員	先日に開催された指定施設との打合せ会では、どのくらいの出席者数だったのですか。
主査	欠席が10施設ほどありましたが、そのほかについては、出席がありました。
小井委員	この指定施設の一覧については、申請順になっていますか。
局長	申請順に新規施設を追加していく形での一覧になっています。
	その他・日程等について
局長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。